

○低炭素建築物新築等計画認定申請手数料一覧（新規認定・変更認定）

申請の区分		評価方法	手数料の額（単位：円）		申請単位		
			新規認定	変更認定			
市長が定める機関が交付した適合証を添付する場合（事前審査有り）	一戸建ての住宅 （人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの）		性能基準	5,000	3,000	戸	
	一戸建ての住宅以外の住宅（右欄の額を合算 ※）	住戸の部分の申請に係る戸数 （区分単位：戸）	1	性能基準	5,000	3,000	件
			2以上～5以下		10,000	6,000	
			6以上～10以下		17,000	10,000	
			11以上～25以下		29,000	17,000	
			26以上～50以下		49,000	29,000	
			51以上～100以下		88,000	53,000	
			101以上～200以下		139,000	83,000	
			201以上～300以下		176,000	106,000	
			301以上		188,000	113,000	
			300以内		10,000	6,000	
	共用部分の床面積の合計 （区分単位：㎡）	300超～1,000以内	標準入力法	17,000	10,000		
		1,000超～2,000以内		29,000	17,000		
		2,000超～5,000以内		87,000	52,000		
		5,000超～10,000以内		137,000	82,000		
		10,000超～25,000以内		174,000	104,000		
		25,000超		217,000	130,000		
	その他の部分の床面積の合計 （区分単位：㎡）	300以内	標準入力法・主要室入力法 モデル建物法	10,000	6,000		
		300超～1,000以内		17,000	10,000		
		1,000超～2,000以内		29,000	17,000		
		2,000超～5,000以内		87,000	52,000		
		5,000超～10,000以内		137,000	82,000		
		10,000超～25,000以内		174,000	104,000		
	住宅以外の建築物の床面積の合計 （区分単位：㎡）	25,000超	標準入力法・主要室入力法 モデル建物法	217,000	130,000		
		300以内		10,000	6,000		
		300超～1,000以内		17,000	10,000		
		1,000超～2,000以内		29,000	17,000		
		2,000超～5,000以内		87,000	52,000		
5,000超～10,000以内		137,000		82,000			
10,000超～25,000以内	174,000	104,000					
25,000超	217,000	130,000					

※複合建築物の場合は、上記区分に該当する金額の合計となります。
 ※認定申請に併せて、当該計画の建築基準関係規定への適合審査を行う場合は、
 建築確認申請手数料及び構造計算適合性判定手数料（必要がある場合）を加算してください。
 ※各区分のうち該当部分がない場合（0㎡）は、当該区分の額を加算する必要はありません。
 ※共同住宅等の共用部分を算出しない方法で評価する場合は、当該区分の額を加算する必要はありません。

○低炭素建築物新築等計画認定申請手数料一覧（新規認定・変更認定）

申請の区分			評価方法	手数料の額（単位：円）		申請単位
				新規認定	変更認定	
その他の場合（事前審査無し）	一戸建ての住宅 （人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの）		性能基準	37,000	19,000	戸
	住戸の部分の申請に係る戸数 （区分単位：戸）	1	性能基準	37,000	19,000	件
		2以上～5以下		75,000	38,000	
		6以上～10以下		106,000	55,000	
		11以上～25以下		150,000	78,000	
		26以上～50以下		215,000	112,000	
		51以上～100以下		309,000	163,000	
		101以上～200以下		418,000	223,000	
		201以上～300以下		549,000	292,000	
		301以上		644,000	341,000	
	共用部分の床面積の合計 （区分単位：㎡）	300以内	標準入力法	118,000	60,000	件
		300超～1,000以内		149,000	76,000	
		1,000超～2,000以内		195,000	100,000	
		2,000超～5,000以内		304,000	160,000	
		5,000超～10,000以内		390,000	209,000	
		10,000超～25,000以内		466,000	250,000	
	その他の部分の床面積の合計 （区分単位：㎡）	300以内	標準入力法・主要室入力法	246,000	124,000	件
			モデル建物法	94,000	48,000	
		300超～1,000以内	標準入力法・主要室入力法	309,000	156,000	
			モデル建物法	120,000	61,000	
		1,000超～2,000以内	標準入力法・主要室入力法	399,000	202,000	
			モデル建物法	158,000	82,000	
		2,000超～5,000以内	標準入力法・主要室入力法	569,000	293,000	
			モデル建物法	256,000	136,000	
		5,000超～10,000以内	標準入力法・主要室入力法	701,000	364,000	
			モデル建物法	334,000	181,000	
		10,000超～25,000以内	標準入力法・主要室入力法	829,000	432,000	
モデル建物法			402,000	218,000		
25,000超	標準入力法・主要室入力法	946,000	494,000			
	モデル建物法	471,000	257,000			
住宅以外の建築物の床面積の合計 （区分単位：㎡）	300以内	標準入力法・主要室入力法	246,000	124,000	件	
		モデル建物法	94,000	48,000		
	300超～1,000以内	標準入力法・主要室入力法	309,000	156,000		
		モデル建物法	120,000	61,000		
	1,000超～2,000以内	標準入力法・主要室入力法	399,000	202,000		
		モデル建物法	158,000	82,000		
	2,000超～5,000以内	標準入力法・主要室入力法	569,000	293,000		
		モデル建物法	256,000	136,000		
	5,000超～10,000以内	標準入力法・主要室入力法	701,000	364,000		
		モデル建物法	334,000	181,000		
	10,000超～25,000以内	標準入力法・主要室入力法	829,000	432,000		
		モデル建物法	402,000	218,000		
25,000超	標準入力法・主要室入力法	946,000	494,000			
	モデル建物法	471,000	257,000			

※複合建築物の場合は、上記区分に該当する金額の合計となります。
 ※認定申請に併せて、当該計画の建築基準関係規定への適合審査を行う場合は、
 建築確認申請手数料及び構造計算適合性判定手数料（必要がある場合）を加算してください。
 ※各区分のうち該当部分がない場合（0㎡）は、当該区分の額を加算する必要はありません。
 ※共同住宅等の共用部分を算出しない方法で評価する場合は、当該区分の額を加算する必要はありません。